

教職員定数改善の推進及び教育予算の拡充を求める意見書

令和 3 年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が成立し、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられることが決まった。しかし、少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校にとどまることなく実施を進めていくことが必要である。また、小学校における35人学級の引下げ、小学校高学年教科担任制は既にある加配定数を振替として配置している実態もあり、実質的な教員の数は増えていない。中央教育審議会の特別部会が4月に示した審議のまとめには、小学校における教科担任制を中学年にまで広げる考えが示されているが、この施策を実施するには、すでに配当されている加配定数を堅持した上で、新たな教職員定数の増員により行われることが大切である。

教職員の超過勤務の課題について、中央教育審議会の審議のまとめには、将来的に月の時間外在校等時間が20時間程度になるように目指すとしているが、そのために最も重要になる教職員定数の抜本的な改善については、検討事項となっており具体的な施策が示されていない。学校に求められる役割が増えていく中で、抜本的な定数改善・人的配置の拡大をしなければ、教職員の超過勤務の課題は解決されない。

学校現場では、発達障害の可能性のある子ども、外国につながるのある子ども、不登校やその傾向のある子ども、ヤングケアラー等、多様な背景を持つ子どもたちに対応するため、様々な外部スタッフの配置が進んでいる。一方、学級担任が年度途中で病気休暇、産前産後休暇、育児休業等の長期の休暇・休業に入った際、すぐに代わることができるゆとりある教員が学校にいないケースが見受けられ、担任不在のまま教育活動を行わざるを得ないという事態が起こっている。子どもたちの豊かな学びのためにも、早急な教職員定数の改善が必要である。

さらに、教育を行う学校教育設備の環境改善や安全対策を進めていくためには義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育予算を拡充することが極めて重要である。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、小学校同様、中学校においても 35 人以下学級を早急に実施すること。
- 2 35 人以下学級、小学校における教科担任制の実施に当たっては、既に配当されている加配定数を堅持した上で、教職員定数を増員して対応すること。
- 3 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策などの教育予算充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 令和 6 年 6 月 14 日

(議決年月日) 令和 6 年 6 月 25 日

(議決結果) 可決 (全会一致)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
財務大臣、文部科学大臣